

# おかげさまで 開業11周年 ありがとうございます

# 地引労務管理事務所

事務所便り 2019年6月号

先月の下旬は5月としては記録的な暑さがありましたが、体調を崩されませんでしたか。私は体調を崩したうえ、イネ科の花粉(?)にアレルギー反応を起こしてしまいました。なんとか業務はできましたが、今月は梅雨になりそうですので、体調には気を付けていきたいと思います。

今月はサッカー女子のワールドカップがフランスで行われますね。あのドイツ大会の優勝から8年かと思うと、時間が経つのを早く感じますね。また勇気づけられる熱い試合を期待したいですね。

一方、机上の仕事に目を向ければ、労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の準備、賞与支払いの処理などの仕事が重なる時期でもありますね。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

## 6月のトピックス

- ・ パワハラ防止関連法成立について
- ・ 就職氷河期世代の就業支援について
- ・ 限定正社員の労働条件明示義務化の方針について

### パワハラ防止関連法成立について

職場でのパワーハラスメント防止対策を企業に義務付ける労働施策総合推進法などの改正法が参院本会議で可決・成立しました。具体的にどのような行為がパワハラに当たるかの線引きは、年内にも厚労省が指針を示します。2020年(中小企業は2022年)4月から対応が義務付けられる予定です。

### 就職氷河期世代の就業支援について

厚生労働省は「就職氷河期世代」である30代半ば～40代半ばの世代が安定した仕事に就くための就業支援策をまとめました。正社員として雇った企業への助成金の拡充や企業や自治体と連携しての職業訓練などを柱に、今後3年間を集中的な支援期間として進められます。

### 限定正社員の労働条件明示義務化の方針について

「ジョブ型正社員」(限定正社員)に関する法整備が政府の規制改革推進会議で提言され、6月の閣議決定後、厚生労働省が労働契約法などの改正に向けた検討が行われます。職務や勤務地、労働時間を限定して雇用契約を結ぶ限定正社員の労働条件を、契約書や就業規則に明示することを義務付ける方針です。解雇や労働条件をめぐる労使間のトラブルを回避し、企業が制度を導入しやすくします。

地引労務管理事務所 (移動オフィス: 090-2907-3545)

東京都小平市美園町2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

Facebook: <http://www.facebook.com/JIBIRO>

TEL/FAX: 042-343-1363

URL: <http://jibiro.info/>

Facebook モバイル

